



**Q** 教育訓練を受けて資格を取得しスキルを向上させたいのですが、教育訓練受講のため何カ月も会社を休むと

無給のため生活に不安があります。雇用保険の制度で利用できるものがありますか。

**A** 働いている方が仕事を辞めることなく、スキル向上や資格取得に専念するため、自発的に休暇を取得して教育訓練を受けるために仕事から離れる必要がある場合、その訓練・休暇期

## 教育訓練休暇給付金が創設されます

間中の生活を保障する必要がある。 「教育訓練休暇給付金」 制度が令和7年10月1日より創設されます。 制度の対象となるのは、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者の方で、就業規則等に規定された休暇制度により、教育訓練を受講するため自発的に30日以上無給の休暇を取得した場合に教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。 この制度は、就業規則等に規定された休暇制度を活用することが要件となるため、働いている方が制度の利用を希望される場合、あらかじめ就業規則等を整備していただく必要があります。 なお、本人が自発的に休暇を取得した場合に活用できる制度のため、自社の従業員に必要な資格を取得させたいからと、業務命令により休暇を取得させた場合はこの制度は活用できません。 また、本制度の対象とならない雇用保険の被保険者以外の方向けに「リ・スキリング等教育訓練支援融資事業」も令和7年10月1日より創設されます。 その他詳細な支給要件等については、最寄りのハローワークでご確認ください。

鳥取労働局職業安定課

電話 0857(29)1707